



# 保全ニュース

OKINAWA

2021年9月号



## 職場内での新型コロナウイルス感染症対策について

昨年度から新型コロナウイルスの影響で私たちの生活環境は大きく変わりました。

職場内においても3密回避のためパーティションの設置やテレワークの実施等、さまざまな感染対策を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場の対応として、以下に参考記事をまとめましたのでご確認ください。

人事院からは換気の徹底に関する通知が発出されています。職場の窓が開閉可能な場合の換気方法等が記載されておりますので、ご確認ください。

### 【参考】「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について（通知）」（令和3年5月10日、職場－109）

[https://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/10\\_nouritu/1021000\\_R3shokushoku109.html](https://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/10_nouritu/1021000_R3shokushoku109.html)

1. 職場における対策の基本的な考え方
2. 感染予防に向けた対策について
  - (1) 職場内での感染予防の徹底
  - (2) 通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底
  - (3) 在宅勤務・テレワークの積極的活用
3. 風邪症状を呈する職員への対応
4. 職員に新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合の対応について
5. 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等
6. 妊娠中の女性職員への配慮について

## 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法

### 推奨される換気の方法

ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、**必要換気量（一人当たり毎時 30 m<sup>3</sup>）を満たすこと**になり、「**換気が悪い空間**」には当てはまらな**いと**考えられます。このため、以下のいずれかの措置を講じることを商業施設等の管理権限者に推奨します。

なお、「**換気の悪い密閉空間**」は**リスク要因の一つ**に過ぎず、一人当たりの必要換気量を満たすだけで、**感染を確実に予防できる**ということまで文献等で明らかになっている**わけではない**ことに留意してください。

### ① 機械換気（空気調和設備、機械換気設備）による方法

- ビル管理法における特定建築物に該当する施設については、ビル管理法に基づく**空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認**し、満たされていない場合**換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う**こと。
- 特定建築物に該当しない施設においても、**ビル管理法の考え方に基づく必要換気量（一人当たり毎時 30 m<sup>3</sup>）**が確保できていることを確認すること。必要換気量が足りない場合は、**一部屋当たりの在室人数を減らす**ことで、一人当たりの必要換気量を確保することも可能である。

### ビル管理法における空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準

項目	基準
ア 浮遊粉じんの量	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下
イ 一酸化炭素の含有率	100万分の10以下（=10ppm以下） ※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下
ウ 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下（=1000ppm以下）
エ 温度	1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと
オ 相対湿度	40%以上70%以下
カ 気流	0.5m/秒以下
キ ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m <sup>3</sup> 以下（=0.08ppm以下）

※機械換気設備を設けている場合は上記のアからウまで、カ及びキを順守する必要がある。

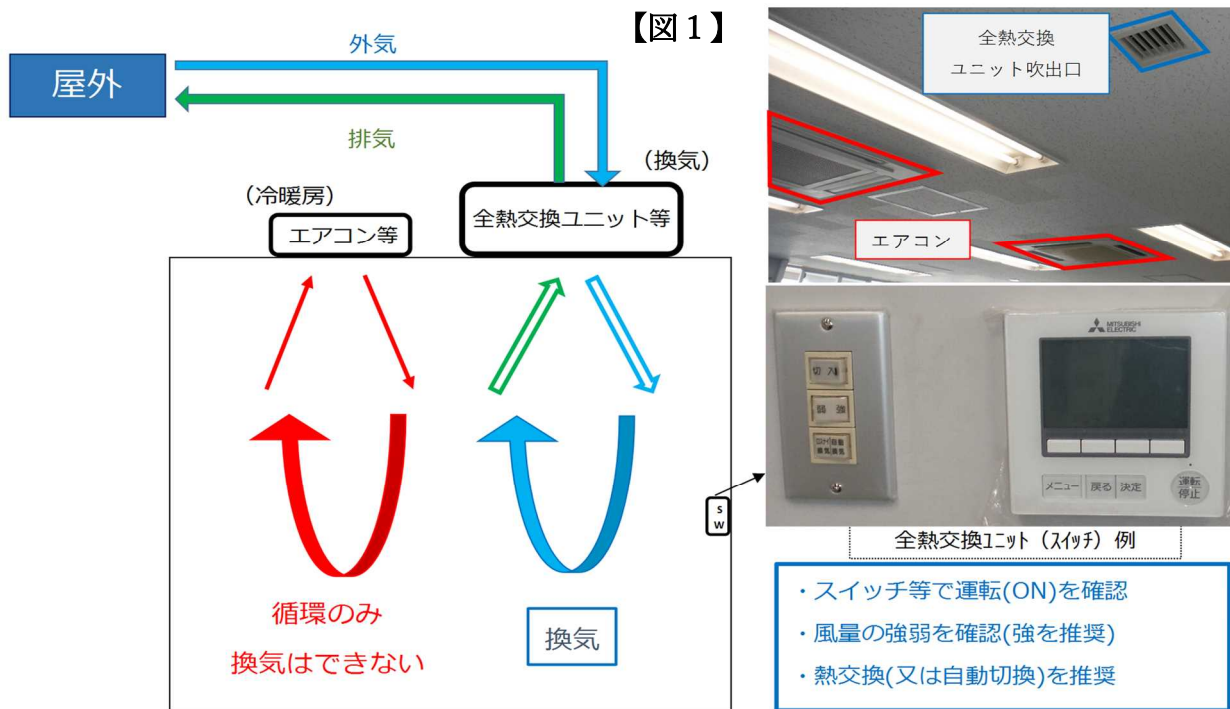
### ② 窓の開放による方法

- 換気回数を毎時 2 回以上（30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開する。）**とすること。※換気回数とは、部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数をいう。
- 空気の流れを作るため、**複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放**すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

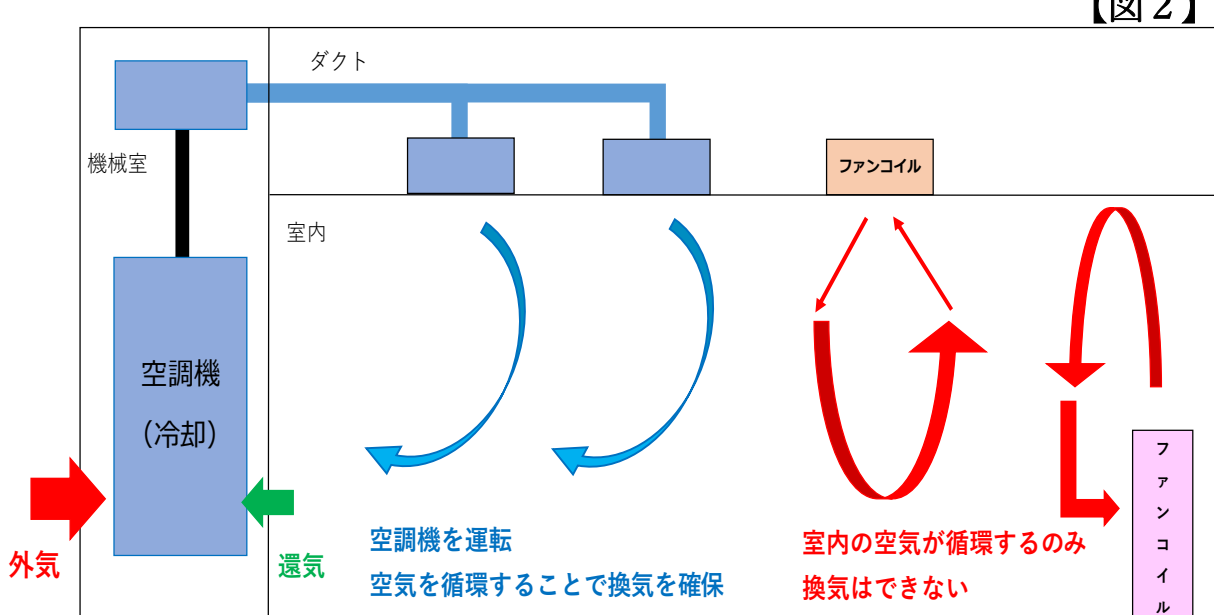
## ○個別空調方式と全館空調方式について

まだまだ暑い日が続く中、ほとんどの庁舎では、個別空調方式または全館空調方式により空調設備を運転し、快適なオフィス環境を整えています。換気の悪い密閉空間を改善するには機械換気（換気回数による外気の入替え、全熱交換ユニット等の運転による外気の入替え）の適正な運転が大事となってきます。適正な運転を皆様に行っていただくために換気の観点から、一般の庁舎で使われる空調設備（個別空調方式と全館空調方式）について、それぞれの特徴を以下の図に示します。

### 個別空調方式（パッケージエアコン等）



### 全館空調方式（ファンコイル・ダクト併用方式等）



## 特徴

### 個別空調方式

- エアコン形式の種類は多数ある。  
壁掛型、天井パネル型、天井埋込型等
- 通常のエアコンは、室内の空気を吸い込み冷やして吹き出すため、**室内の空気が循環しているだけで換気は行っていない。**  
(メーカーによっては一部、換気対応機種有り)
- エアコンだけでは換気できないため、全熱交換ユニット等を組み合わせて**同時運転**することで**換気**を行う。

### 全館空調方式

- 空調機が別室（機械室）に設置されており、運転することで換気も同時に行う。  
(合同庁舎等、規模の大きな施設に設置が多い)
- ファンコイルと呼ばれる機器が天井、壁、床等に設置されている。  
(ファンコイルは室内の空気を吸い込んで循環させるため換気はしていない。)

沖縄総合事務局開発建設部 営繕監督保全室では、施設の保全に関するご相談を随時受け付けております。その他公共建築全般に係わるご相談も公共建築相談窓口で随時受け付けております。業務上お困りのことがございましたら、下記の連絡窓口まで気軽にご相談下さい。



内閣府

～美ら島の未来を拓く～

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL：098-866-0031 代表番号

【編集事務局】

営繕監督保全室 (内線5521) 098-866-1917 直通番号

【公共建築相談窓口】

営繕課 (内線5152) 098-866-1916 直通番号

F A X

098-861-9951

ホームページアドレス : <http://www.ogb.go.jp/kaiken/tatemono>